

大阪市国民保護協議会傍聴要領（案）

（目的）

第 1 条 この要領は、大阪市国民保護協議会運営要綱第 2 条第 2 項の規定に基づき、大阪市国民保護協議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（傍聴手続）

第 2 条 傍聴を認める定員は 10 名とする。ただし、特に必要があると認める場合は、会長は別に定員を定めることができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、会議の開始予定時刻の 30 分前から開始予定時刻までに、先着順に、受付で住所及び氏名を記入し、事務局の指示を受けて、会場に入場することとする。

3 前項の受付は、定員になり次第終了する。

（傍聴することができない者）

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 危険物を携帯している者
 - (2) 酒気を帯びている者
 - (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
 - (4) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し又は携帯している者
 - (5) 楽器、ラジオその他音声を発する機械類を携帯している者
 - (6) 前各号に定めるもののほか、議事を妨害し又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
- 2 児童及び乳幼児は会場に入ることができない。ただし、保護者が同伴する場合はこの限りでない。

（傍聴者の遵守事項）

第 4 条 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は、静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 携帯電話などは、受信音などを出さないこと。

(4) 写真撮影、録画及び録音等をしないこと。ただし、会長の許可を得た場合はこの限りでない。

(5) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと。

(会議の秩序維持)

第5条 傍聴者は、会場においては、会長又は事務局の指示に従わなければならない。

2 傍聴者がこの規定に違反した場合は、会長がこれを注意し、なおこれに従わないときは、その者を退場させることができる。

(報道機関の特例)

第6条 報道機関の傍聴については、傍聴定員の外とし、必要に応じて記者席を設けるものとする。

(準用)

第7条 第2条から第6条までの規定は、幹事会及び部会の会議の傍聴について準用する。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年5月17日から施行する。